

内容証明郵便の活用法

内容証明
メリット・デメリット

内容証明郵便とは、「文書の内容と到達」を公に証明して貰う、日本郵便株式会社(JP)のシステム配達されるときは書留便で配達され、配達証明を付けるかどうかをJP窓口で聞かれることが多い様

裁判等の訴訟になった場合は証拠が全てであり、内容証明書は強力な証拠力を利用できる相手に対して様々な心理的効果を与え、結果として不安となった相手方からの交渉申入れや回答通知を引き出す

使い方を誤ると内容証明書を出した側が、脅迫罪・恐喝罪に問われることもある撤回が出来ない。相手側に有利な証拠を与えることにもなる。慎重かつ冷静な判断が必要。

内容証明は、比較的中規模以上のJPで業務対応している(詳細はJPホームページを参照ください)

http://www.post.japanpost.jp/office_search/index.html

電子内容証明
(e-内容証明)

電子内容証明は、自宅等にいながらにして24時間内容証明書を送付できるシステムですシステム内で自動的に受取人宛の原本、差出人宛の謄本を印刷後、封入・封緘され郵送されます

e-内容証明のメリット

- (1)時間を気にせず24時間送付できる
- (2)郵便局に行かなくてすむ
- (3)封筒の準備や封入が不要
- (4)文字数の制限が緩和(上下余白指定あり)
- (5)クレジットカードで支払いが可能

内容証明書書類
代表例

- | | | |
|-------------|-----------------|--------------------|
| 1. 貸金の請求関連 | 2. 売掛金・未払金の督促関連 | 3. 契約の解除・クーリングオフ関連 |
| 4. 損害賠償請求関連 | 5. 迷惑行為・男女問題関連 | 7. 土地・建物・マンション関連 |
| 8. 労働問題関連 | 9. 債権債務関連 | |

当事務所では、反社会的勢力等に対する不当要求に対抗するため『**不当要求防止責任者**』(警視庁組織犯罪対策第三課認定)資格を有する代表が対応のお手伝いを致します